

大府記者クラブ同時

2023年6月26日（月）  
愛知県知多県民事務所環境保全課  
環境保全グループ  
担当 川島、酒向  
電話 0569-21-8111(代表)  
内線 262、265  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、荒木  
内線 3050、3057  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 大府市における地下水汚染について

2023年2月20日に公表しました有限会社大府インター（大府市）の大府市内の吉田給油所における土壌汚染について、同社が地下水の水質の測定を実施したところ、汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

有限会社大府インター

#### (2) 報告年月日

2023年6月26日（月）

#### (3) 調査対象地

愛知県大府市宮内町六丁目259番、260番、261番、262番及び263番の各一部

#### (4) 地下水調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する地下水基準を超過しました。

| 特定有害物質名 | 測定結果<br>最大値                    | 地下水基準          | 超過井戸数<br>／調査井戸数 |
|---------|--------------------------------|----------------|-----------------|
| ベンゼン    | 2.1mg/L<br>(210倍) <sup>注</sup> | 0.01mg/L<br>以下 | 1 / 1           |

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

### 2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の拡大の防止の措置を実施する予定です。

県は、事業者に対し、引き続き土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び周辺の井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

### 3 事業者の連絡先

有限会社大府インター

住所 愛知県大府市宮内町六丁目259番地 電話 0562-47-6738

#### 4 調査対象地の概要

対象地は、1972年から2022年9月までガソリンスタンドの敷地として利用されてきました。ベンゼンを含むガソリンの使用、保管の履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

#### 参考 1

2023年2月20日（月）公表内容

### 大府市における土壤汚染について

有限会社大府インター（大府市）が大府市内の吉田給油所の廃止に伴い、土壤汚染等調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導します。

#### 1 報告内容

##### (1) 報告者

有限会社大府インター

##### (2) 報告年月日

2023年2月20日（月）

##### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県大府市宮内町六丁目<sup>みやうちょう</sup>259番、260番、261番、262番及び263番の各一部

##### (4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

| 特定有害物質名 | 測定結果<br>最大値                     | 土壌溶出量<br>基準    | 基準超過<br>土壌検出深度 | 超過区画数<br>／調査区画数 <sup>注2</sup> |
|---------|---------------------------------|----------------|----------------|-------------------------------|
| ベンゼン    | 1.5mg/L<br>(150倍) <sup>注1</sup> | 0.01mg/L<br>以下 | 0.3～9.0m       | 3 / 7                         |

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水の水質の測定の措置を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

**参考2**

○基準を超過した特定有害物質について

- ・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用であり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)